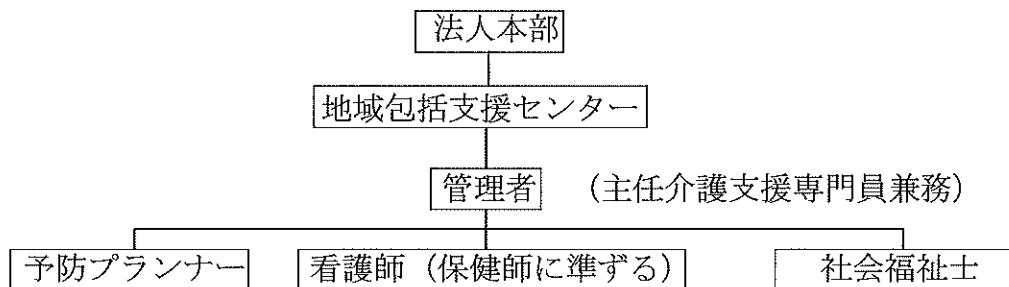


渋川市古巻地域包括支援センター事業計画書
(指定介護予防支援事業所事業計画を含む)

1. 事業概要

◎開設	平成30年 4月 1日
◎職員体制	管理者（主任介護支援専門員が兼務） 1名
	社会福祉士： 1名
	看護師（保健師に準ずる）： 1名

2. 組織図



3. 基本方針

法人理念である『春風致和』を基に、地域包括支援センター（以下、「センター」という）の専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、利用者の立場にたって以下の支援活動を行う。

I. 包括的支援事業

1. 介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者及び要支援1、要支援2の認定を受けている方に対して、介護予防及び日常生活支援を目的して、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

2. 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようになるため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

3. 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を行う。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるように、地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員にサポートを行う。

II. 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行う。

III. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会資源が連携することのできる環境整備を行う。

IV. 地域包括ケアシステムに関すること

地域包括ケアシステムに関する事業を市と連携して行う。

V. 介護予防に関する支援

介護予防教室の年1回以上の実施や介護予防に関する普及啓発の実施

VI. 介護者に対する支援

家族介護者教室の年1回以上の実施

VII. 災害発生時の対応

災害発生時等には、国や県の指示に従い、市と連携のもと市民サービスに努める。

①目標を達成するための取組み

1. (A) 平成30年度より渋川市から法人委託にて地域包括支援センター事業が開始されるため、同センターと適宜情報交換や連携を図る。
(B) 2名の主任介護支援専門員が所属する事業所として、地域包括ケアシステムの構築に向けて協力すべく、ネットワークの一員として連携強化を図るため、おおよそ月1回の頻度で関係者らと情報交換等を行う。
(C) 円滑な退院・退所時調整及びケアマネジメントの実現に向けて、医療機関等との連携を図り、ケアカンファレンスに積極的に参加する。
2. (A) 適正な運営を実施するために、ケアマネ3名体制にて、要介護及び要支援担当者のサービス計画作成を合計月平均100件とする。
(B) 医療連携を通じ、渋川圏域の病院ソーシャルワーカーとの情報交換を図り、末期の悪性腫瘍・終末期患者を含め、新規の担当受け入れを行う。
(C) 平成30年度の制度改正に伴う新たに追加される算定要件を満たし、特定事業所加算の算定を継続する。
3. (A) 上記の2.(C)に関連し、加算の算定要件の1つとして追加されるため、渋川圏域他法人の居宅介護支援事業所と共同開催について、計画・協議・実施して行く。